

甲賀市青少年自然体験活動振興計画

平成 22 年（2010 年）3 月 29 日

甲 賀 市 教 育 委 員 会

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 青少年を取り巻く環境	2
第3章 自然体験活動の大切さ	2
1 自然とのふれあい	
2 自然体験活動とは	
3 自然体験活動がもたらす効果	
第4章 自然体験活動の現状	5
1 甲賀市の自然環境	
2 市内の自然体験活動	
第5章 自然体験活動を推進するにあたっての課題	8
1 安全対策の意識の不足	
2 子どもを取り巻く課題	
3 大人の理解や経験の不足	
4 指導者の不足と格差	
5 情報提供の不足	
6 フィールド（場）の不足	
第6章 自然体験活動の振興の基本的方向と展開のプラン	11
1 推進の対象	
2 推進の視点	
(1) 安全な実施	
(2) 地域との係り	
(3) 人材の発掘・育成	
3 基本的方向と展開のプラン	

- (1) 安全実施の体制の確立と啓発
- (2) 自然体験活動に対する理解の促進
- (3) 自然体験活動の指導者・団体の育成
- (4) 自然体験活動の機会と情報の提供
- (5) 自然体験活動の場の確保と整備

4 推進の体制

- (1) 行政の役割
- (2) 市民の役割
- (3) 各種団体の役割

第7章 すばらしい活動をしていくために	23
---------------------	-------	----

はじめに

平成19年7月31日、甲賀市教育委員会が主催する自然体験を目的とした講座において、市内の小学生お二人の尊い命を奪う重大な事故を起しました。

本来、子どもたちの成長にとって大切な活動であるのに、このような重大な事故を起したことは痛恨の極みであります。

しかし、このことによってさまざまな活動を停滞させるのではなく、この痛ましい事故を教訓として、安全に実施することの大切さ、子どもたちが自然に接することの大切さを改めて確認し、次代を担う子どもたちが元気にたくましく育っていくために、自然体験活動を積極的に推進していく必要があります。

今回、市教育委員会では、行政はもちろんのこと市民のみなさま、青少年育成団体のみなさまとともに、多くの子どもたちが、安全安心に身近なところで自然体験活動ができる「安全・安心の自然体験活動モデル都市」を目指し、この「甲賀市青少年自然体験活動振興計画」を作成しました。

この計画を再出発点として、行政のみならず、すべての大人の責務として、市内の子どもたちに素晴らしい自然体験活動が提供されていくことを強く望みます。

平成22年3月

甲賀市教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

次代を担う子どもたちが、いきいきと成長していくことは全ての大人の願いであります。そのためには、幼少期から、さまざまな体験を通して、命の尊さを学ぶことや、他人を思いやる気持ちを育むなど、人としての基本的なことを身につけることが大切です。

さまざまな体験の中でも、自然体験活動は危険が伴う場合がありますが、多くのことを学ぶことができ、そして生きる力を育む活動として、子どもたちにぜひ体験させたい活動の一つです。

この計画は、子どもの成長にとって大切な自然体験活動について、市内の現状や課題、また活動のすばらしさや大切さを改めて考え認識しながら、「安全・安心の自然体験活動モデル都市づくり」を目指して、行政はもちろんのこと、地域、学校、各団体、そして広く市民のみなさんとともに、市内の子どもたちに向けて、安全を第一に、より効果的な青少年の自然体験活動を推進していく指針とします。

第2章 青少年を取り巻く環境

家庭においては、少子化や核家族化の進行により、祖父母から親へ、親から子へ、生活の知恵などを伝え学ぶ機会が減少するなど、家庭が本来持っていた教育力を低下させてきています。

地域においては、就労や生活のスタイルが多様化したことにより、地域の連帯感や人間関係の希薄化が進み、地域の行事が伝承されなかつたりするなど、地域が持っていた教育力が低下してきていると言われてしています。

また、情報化の進展は、以前は自らの体験を通して得ていた情報を、多用なメディアを通じて擬似体験の中で簡単に得ることができ、そのことが、あたかも実際に体験したような錯覚を起こしていると指摘されることがあります。

もちろん甲賀市の青少年を取り巻く環境についても、地域の差はあるものの、上記のような環境の変化が生じており、そのことが子どもたちにさまざまな影響を与え、心豊かな人間に成長するための大切な機会を大きく減少させていると考えられます。

第3章 自然体験活動の大切さ

1 自然とのふれあい

自然体験は、日常、非日常を問わず、自然とのふれあいを通してながら、子どもたちの成長過程に必要な能力を養うことができる大切な人格形成、成長の場です。

自然の力や不思議さに出会い、失敗や成功をくりかえしながら、大切な体験を自分の心と体にきざみつけ、学んでいくのです。

これは、教室や家の中で、あるいは本を読んだり、映像で見ただけでは身に付きにくいものです。

2 自然体験活動とは

いわゆる「自然体験」は、行政、学校、地域において、明確な目的を持って意図的に行われるものから、子どもたちが学校の行き帰りや普段の遊び場の中で、特に意図せず自然と触れ合うものなど、さまざまなものがあります。

この計画で定義する自然体験活動は、主に「明確な目的を持って自然の中で行われる意図的な体験活動」を指し、具体的には、キャンプ、ハイキング、登山などの野外活動、植物の観察や星の観察などの自然学習会、自然にある物を利用しての工作などの活動が考えられます。

3 自然体験活動がもたらす効果

子どもたちが成長していく過程では、直接体験でしか得ることができないことが多くあり、自然体験、集団体験、奉仕体験、勤労体験などさまざまな体験をすることが不可欠です。

その中でも自然体験活動は、日常生活から離れて、非日常の場で、普段の生活の場では得ることができない体験ができ、そこから自然の厳しさ、不思議さを理解し、自然や人に対し思いやる心を養うことはもちろんのこと、自主性や社会性、協調性など子どもたちが生きていく上での大切な基礎となるさまざまな能力を育てることができる大切な体験活動の一つです。

特に自然体験活動には次の事項のような効果が具体的に期待でき、ぜひとも青少年に提供をしていきたい活動の一つとなります。

●感性や知的好奇心を育む

普段の生活では接することのない美しさ、雄大さ、神秘性、厳しさなどは、直接人間の五感に働きかけ、人々に感動や驚きを与え、子どもたちの感性を育み、また、知的好奇心を育てます。

●生きるための知識や力を育む

自然の中でのさまざまな活動は、知識や技術を単なる理解として身につけることではなく、実体験を通して多くのことを体で身につけることができます。

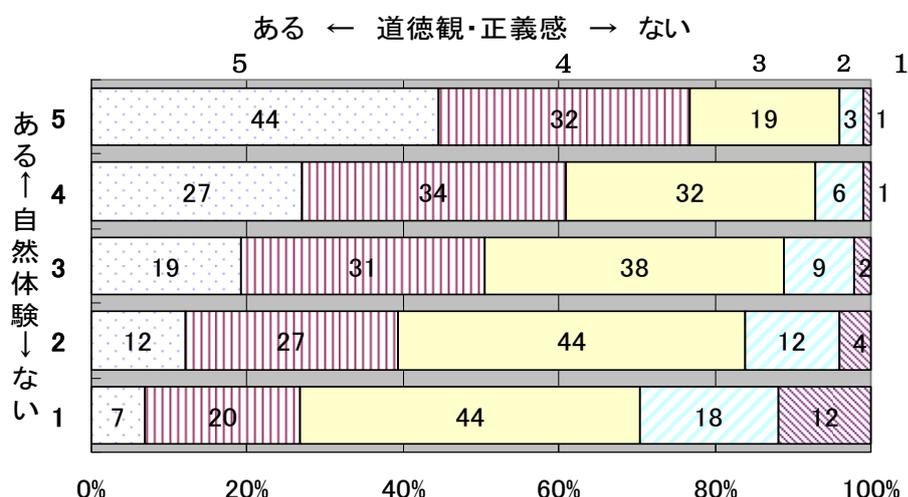
●人との接し方など社会性を育てる

さまざまな活動の中では、仲間と相談し協力する、お互いに助け合うなどの行動が求められ、このような行動を通じて自主性や協調性などの社会性が育まれます。

●自然の大切さへの理解を深める

体験を通じて学ぶことや、動植物などをはじめとした自然に関する知識は、自然の大切さ理解することに併せて、日常生活における環境保全や自然愛護への積極的な態度を養い、身近なところからの環境問題についての認識を高めます。

自然体験と道徳観・正義感の関係



全国の公立小学校 4 年生、6 年生、中学校 2 年生を対象にした調査では、「自然体験」がある子どもは、「近所や家の人にあいさつをする」「電車など体が不自由な人に席を譲る」「友だちが悪いことをしていたらやめさせる」をしている割合が多い結果が出ています。

*「自然体験」と「道徳観・正義感」に関する質問への回答を得点化し、各々の子どもの得点を 5 段階に区分した上で、両得点をクロス集計した。
 (独立行政法人国立青少年教育振興機構 「【青少年の自然体験活動等に関する実態調査】報告書平成 17 年度調査」より)

第4章 自然体験活動の現状

1. 甲賀市の自然環境

市内の自然環境は、住宅地や工業団地の開発が進んではいますが、まだ豊かな自然が多く残っています。東には国定公園に指定される鈴鹿山脈が縦断し、南は三上・田上・信楽県立自然公園に指定された地域が広がっています。また、地域面積の約70%を森林が占め、鈴鹿山脈をはじめとした甲賀の山々を水源として、野洲川や杣川、大戸川をはじめとした多くの河川が市内を流れています。

これらの自然も人を排除するような厳しい自然ではなく、農業や林業に利用されたり、地域の人々による草刈が行われている、人の手の行き届いた里山と呼ばれる自然です。河川も決して人を寄せ付けないような荒々しいものではなく、人が入り活動ができる規模であり、夏には川原でのバーベキューをする人や釣りをする人の姿が多く見られます。

また、そのような自然を活かして、市内には東海自然歩道が通過し、いくつものキャンプ場や公園などが設置されています。そこでは、市内のみなさんだけではなく、市外から人が訪れ自然にふれあっています。このように活動を展開するには大変恵まれた自然環境であると言えます。

◆市内の主なキャンプ場

名 称	所在地	主な施設
水口スポーツの森キャンプ場	水口町北内貴	炊事場、テントサイト他
青土ダムエコーバレイキャンプ場	土山町青土	バンガロー、野外ステージ、テントサイト、炊事施設、シャワー施設他
高間みずべ公園キャンプ場	甲賀町油日	管理棟、炊事棟、芝広場、東屋、テントサイト、ウォータースライダー他

2. 市内の自然体験活動

(1) 青少年の自然体験の現状

かつて子どもたちは、近くの田んぼや畑、小川、あるいは公園など、自分たちの身近な地域を日常生活や遊びの場としていました。そこで、子どもたちは、異年齢の子どもや地域の大人と交わり、いろいろな知識や技能を伝授されていました。

しかし、第2章でも明記した青少年を取り巻く環境の変化により、少子化で地域の子どもが減少したことや、大人的生活スタイルや価値観が大きく変化し身近な場所で安全・安心に自然の中で遊ぶ環境が失われてきています。

(2) 自然体験活動の現状

子どもたちの自然体験活動は、学校、地域などさまざまな組織を通じて行われています。たとえば、市内の社会教育施設などでは近隣の恵まれた自然を活用し、川や山、あるいは田畑などを利用した自然体験活動のプログラムを市内の子どもたちへ向けて提供しています。

各地域においては、子ども会などを中心に、飯ごう炊さんや、伝統行事などを通じた体験活動が行われています。また、ガールスカウト、ボーイスカウト、総合型地域スポーツクラブ、青少年育成市民会議などの青少年育成団体が、多様な自然体験活動を提供しています。

社会教育施設などが主催で行う多くの自然体験活動は、市内のすべての子どもたちが原則的に対象となっていますが、地域の偏りや参加する子どもたちが固定化している場合がよくあります。

また、各地域や団体の活動では、内容、指導者の意識、やり方などについても違いがあるように思います。

◆地域子ども会での自然体験活動の状況について

設問 子ども会が主体となり実施した活動は。(120団体回答【複数回答】)

項 目	団体数	実施している割合
キャンプ	30団体	25.0%
キャンプ以外の自然体験活動(山登り、ハイキング、バーベキュー)	32団体	26.7%
清掃活動	59団体	49.2%
世代間交流	28団体	23.3%
一日旅行(バス旅行など)	48団体	40.0%
スポーツ大会	11団体	9.2%
新入生歓迎会や(*)六送会	89団体	74.2%
お楽しみ会(クリスマス会やお誕生会など)	91団体	75.8%
地域の伝統行事	61団体	50.8%
その他	24団体	20.0%

*六送会：六年生を送る会

(H20 地域子ども会活動アンケートより：対象 甲賀市内各地域子ども会)

◆各家庭での自然体験活動の状況について

設問 家族(おとな)が、家の外でお子さんと一緒になってやっていることはありますか。

【複数回答】

項 目	保育園児年長		小学生3年生	
	割合	順位	割合	順位
家族旅行	55.4%	2位	54.6%	1位
自然体験やスポーツ	41.7%	4位	44.3%	3位
散歩、公園で遊ぶなど	72.0%	1位	45.2%	2位
園・保護者会・PTAなどの行事	52.4%	3位	43.0%	4位
地域の行事への参加、ボランティア活動	28.3%	5位	31.7%	5位
その他	4.2%	7位	5.7%	7位
あまりない	5.0%	6位	7.0%	6位

(H20 家庭教育に関するアンケートより：対象 甲賀市内保育園児年長・小学生3年生保護者)

第5章 自然体験活動を推進するにあたっての課題

前項で述べたとおり、市内では各種団体、学校、行政などがさまざまな形で自然体験活動を実施しています。

しかし、それらの活動も、青少年を取り巻く環境の変化などにより、人、場所などにかかる多くの課題を抱えています。

1 安全対策の意識の不足

自然体験活動は安全に行われなければ意味がありません。しかし、現状の活動においては、参加した子どもたちが喜ぶことや単に体験することにばかり着眼し、安全対策がなおざりになっている場合があります。

また、指導者の経験や知識の不足、あるいはマンネリ化したプログラムから、隠れた危険を見つけることができず、取り返しの付かない事故を招いたりします。

2 子どもを取り巻く課題

子どもを取り巻く環境の変化により、子どもたち自身にも多くの課題が出てきています。以前は家庭で培われてきた、基本的な生活習慣が身につけていない子どもたちが多くなっています。

また、少子化の影響により地域での子どもが減少し、異年齢間で群れて遊ぶことがほとんどなくなってきており、その結果、地域の大人たちから、遊び方、地域のことなどを学ぶことがなくなってきています。

さらに、塾や習いごとなどに追われ体験活動をする時間がない子どもたちも見受けられます。

3 大人の理解や経験の不足

自然体験活動は子どもの成長にとって大切な活動であり、ぜひ体験させたいという気持ちを多くの大人は持っています。

しかし、大人自身が、身近な地域で自然体験をしたことが少なく、自然体験活動に対する理解や技術、知識が不足しているということがあります。

4 指導者の不足と格差

自然体験活動を実施するには、経験豊富な指導者が必要です。しかし、地域で活動を実施される場合の多くは、長年にわたり従事する指導者がいないため、継続して行われない場合や指導者の知識や技術などにも差がある場合もあります。

また、指導者の資質の向上を目指し、研修会等を実施していますが、参加される指導者、団体が固定化される場合があります。

5 情報提供の不足

自然体験活動は、市内外問わずさまざまな場所で行われています。しかし、実際に対象となる、子どもたちや保護者などに、情報提供ができていない現状があります。

また、自然体験活動を企画、実施する側と参加する側のニーズが合わず、効果的な活動ができていないことがあります。

6 フィールド（場）の不足

本来、自然体験はどこでも身近な地域でできるものでありますが、子ども同士だけで近くの田んぼや畑、里山に入って遊んでいる子どもが少ないのが現状です。

これは、近くに残っている自然が、決して安全、安心に活動ができる場ばかりではないということがあります。

子ども同士はもちろんのこと、子ども会など地域で自然体験活動を実施する場合においても、安全・安心に活動できる場を作っていく必要があると考えられます。

第6章 自然体験活動の振興の基本的方向と展開のプラン

1 推進の対象

この計画は、市内の青少年に、素晴らしい自然体験活動を提供するために市および市教育委員会が講じる施策の振興に関する方向を明らかにするものであり、この計画においての主体者は、市や市教育委員会および市民全体とします。

●計画の対象

本計画の対象は、市内の青少年をはじめとした市民のみなさんと、市内で青少年に関わる全ての団体、学校、保育園、幼稚園を含む行政全般とします。

●計画の活動範囲

この計画での活動範囲は、地域での身近な自然はもちろんのこと、青少年が活動をするすべてのフィールド(場)(市内外を問わない)とします。

2 推進の視点

自然体験活動の推進にあたっては、**(1) 安全な実施・(2) 地域との関わり・(3) 人材の発掘・育成**の3点を大きなポイントとして、自然体験活動の振興に関する施策を計画的に推進することとします。

(1) 安全な実施

自然体験活動は内容がどんなに素晴らしいものであっても、安全に実施されなければ意味がありません。平成19年に発生した四万十川での痛ましい事故を教訓に安全を第一に事業を推進していく必要があります。

(2) 地域との関わり

自然体験活動の実施にあたり、市内に多く残っている自然を有効に活用することや、子どもたちが地域の大人たちと関わることは、自分たちが育っている郷土の素晴らしさを改めて知るきっかけとなります。

そのことが、地域のつながりの大切さを理解することや、自分の地域への愛情を持つことができ、郷土に誇りを持つ子どもたちを育むことへとつながります。

(3) 人材の発掘・育成

自然体験活動を実施するためには、子どもたちを指導する人材が必要です。行政や地域、各種青少年育成団体が実施する事業においてのリーダーや指導者として活躍する人材の育成はもちろん、各地域で子どもたちが日常生活の中で、体験する活動を見守っていただける人材を育んでいく必要があります。

また、地域の中には、自然体験活動の指導者としての能力を持たれている方がおられます。そのような人材を発掘する必要があります。

3 基本的方向と展開のプラン

自然体験活動の効果は、第3章でも述べたとおり、子どもたちにとっての成長過程において大切な活動です。

また、市内にはその自然体験活動が展開できる豊かな自然とそれを体験できる施設やフィールド(場)があります。それらを最大限に有効活用しながら、市内のすべての子どもたちに、大人たちの責任において自然体験活動が体験できる機会を作っていくことが大切です。

そこで、「子どもたちが、安全・安心に身近なところで自然体験活動ができる環境を作る」ことを目標として、行政はもちろんのこと、地域、学校、各団体、そして広く市民のみなさんとともに、自然体験活動を積極的に推進していく方向として次の5点を掲げ自然体験活動を進めていくこととします。

- (1) 安全実施の体制の確立と啓発
- (2) 自然体験活動に対する理解の促進
- (3) 自然体験活動の指導者・団体の育成
- (4) 自然体験活動の機会と情報の提供
- (5) 自然体験活動の場の確保と整備

(1) 安全実施の体制の確立と啓発

基本的方向

自然体験活動は、まずは安全を第一に実施しなければなりません。しかし、活動をする上では、落雷や台風などの気象現象や毒へびや毒キノコなどの動植物がもたらす「自然による危険」や、使用する道具や提供する食物などがもたらす「物による危険」、技術の未熟さや情報の不足などがもたらす「人による危険」など様々な危険があります。

自然体験活動を行う際には、危険に対する正しい認識をもち、事前に危険を察知し、回避することはもちろんのこと、実施した活動が、安全に実施されたか、検証し、次に生

かしていくシステムを構築していきます。

展開のプラン

青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルの提供と活用

自然体験活動は、山、川、田んぼなどのフィールド(場)で、さまざまな活動が行われます。安全対策は、それぞれの活動で異なってきます。それぞれの活動にあったマニュアルを作成して、各地域や青少年関係の団体、行政、学校へ提供し、安全・安心な自然体験活動への活用を図ります。

自然体験活動を安全に実施するためのチェック機能の確立

市内で実施される自然体験活動が、安全対策マニュアル等を活用して安全に実施されているか、行政機関や市内青少年団体育成者、学識経験者でチェックできる場を設け、市内の自然体験活動の安全・安心な実施に活かします。

安全に実施するための情報の提供

参加する子どもたち、その保護者や青少年育成団体の指導者に対して、自然体験活動を安全に実施するための啓発資料の配布やインターネット、広報紙などを活用し、安全・安心な実施の啓発を行っていきます。

自然体験活動を安全に実施するための学習機会の提供

行政、教職員をはじめ青少年育成団体の指導者や、子どもたちに、自然体験活動を安全に実施することの大切さや危険の要素など知る学習会を開催し、安全に対する意識向上を図ります。

(2) 自然体験活動に対する理解の促進

基本的方向

自然体験は、子どもたちの成長にとって大切な体験活動の一つであることを、自然体験活動に携わるものだけが理解するのではなく、保護者をはじめ、広く市民の方々に周知する必要があります。このことで、特別なプログラムではなく、日常的な場面において地域や家庭で子どもたちが自然に触れる環境を作ってもらい、見守っていく雰囲気を作るようにします。

展開のプラン

自然体験活動の大切さの理解を広める

自然体験活動は子どもたちにとって大切な活動であり、体験させたい活動であることを、市の広報紙やホームページなどの広報媒体を活用し、地域の子ども会など各地域において青少年に自然体験活動を提供する団体はもちろんのこと、保護者をはじめとして、広く市民の方々へ啓発し、自然体験活動の振興に向けた気運を高めます。

小さい頃から自然に接する機会の促進

自然体験活動で必要とされる能力の多くは、小さい頃から家庭において日常生活の中で培われるものです。

また、小さい頃の自然と接した経験は、年齢を重ねていく上で、活動に参加したいという気持ちを育んで行きます。

このような能力や経験を育むためには、保護者が自然に接することの大切さを理解することが必要です。保護者に対して自然に接することの大切さを啓発し、多くの子どもたちが小さい頃から自然に接する機会を促進します。

(3) 自然体験活動の指導者・団体の育成

基本的方向

青少年自然体験活動を実施していくためには、それを的確に指導ができる指導者や団体が必要となってきます。

行政の自然体験活動を担当する職員をはじめ、各地域や青少年育成団体等で、実施される自然体験活動を的確に指導できる指導者の養成、行政や各地域、学校などで行われる自然体験活動を的確に指導できる団体の育成および支援をしていきます。

展開のプラン

指導者の発掘・登録などの指導体制の整備

市内には、自然体験活動の指導者として自らが培った知識や技能を活かして、活躍ができる方が多くおられます。その方々を市内で実施される青少年の自然体験活動の指導者として活用を図るため、青少年自然体験活動人材バンクの整備などを図ります。

自然体験活動指導者の育成

市内の子どもたちが多くの自然体験活動を充実してできるように、自然体験活動の知識や技能取得のための研修を行い、新たな自然体験活動指導者の育成に努めます。

ジュニアリーダーの育成

参加した子どもたちが継続して、自然体験活動に参加したいと思うためには、比較的年齢の近いお兄さんやお姉さんの影響は大きいものがあります。

異年齢間での活動のリーダーとして自信を持って指導ができるジュニアリーダーの育成を図ります。

自然体験活動を指導する団体への支援と育成

青少年育成市民会議やボーイスカウト、ガールスカウトなどの自然体験活動を実施する既存の団体が、積極的に事業を実施できるように支援を行います。

また、地域や家庭などで行う自然体験活動に、充実した支援ができるように、自然体験活動を実施するNPOや団体の育成を図ります。

市内の青少年関係団体間での情報交換の場の設置

市内には、青少年関係団体や行政をはじめ自然体験活動を実施している団体や機関が多くあります。しかし、それぞれの団体、機関の連携が少ないため、実施した事業の結果が他の事業に反映されないなど、十分な情報交換が行われてはいません。それぞれの団体、機関が持っているノウハウなどを共有し、レベルアップや連携を促進することを目的とした情報交換の場の設置を図ります。

(4) 自然体験活動の機会と情報の提供

基本的方向

多くの子どもたちが、自然体験活動に参加できるように、積極的に自然体験活動の機会を提供していく必要があります。併せて、市内に限らず、様々なところで実施される自然体験活動の情報を発信していく必要があります。

展開のプラン

市内の自然を活用した自然体験活動のプログラムの開発と提供

市内には第4章でも述べたとおり、自然体験に活用できる豊かな自然があります。また、その自然を活用した施設があります。それらを活用したプログラムを開発し、広く市民の方に提供をしていくことを図ります。

自然体験活動に関する事業の情報提供

子どもたちが自然体験活動に参加するには、まず活動がどこで行われているのか知ることから始まります。子どもたちが自ら参加したいと思うきっかけや、家庭で自然体験活動の話しがされるきっかけとして、市内の自然体験活動に限らず、近隣で実施される活動を紹介できるような情報紙の作成や市ホームページなどを活用し、積極的に情報提供を行います。

自然体験活動を実施するための資料などの提供

自然体験活動を実施するには、多くの知識や資料などが必要となってきます。地域や団体、家庭などさまざまな場所で実施される活動が、効果的なものになるように、市内の公民館や図書館などの身近な場所に、資料として安全対策マニュアルや自然体験活動に関する書籍を設置します。

(5) 自然体験活動の場の確保と整備

基本的方向

市内には豊かな自然が多くあり、自然体験は身近なところで行うことができる環境にあります。その自然を有効に活用しながら安全・安心に活動のできる場を確保し、その整備を図っていきます。

展開のプラン

子どもたちが身近に自然に触れることができる場の確保

自然体験活動は、普段の生活の中で自然と接することから始まります。身近な場所で安全・安心に自然体験ができる、場所の確保を図ります。

自然体験活動を支援するための拠点となる施設の整備

市内での自然体験活動を推進するため、既存施設を活用し、活動に必要な機材の貸出しや情報を管理する拠点を設け、活動の支援を図ります。

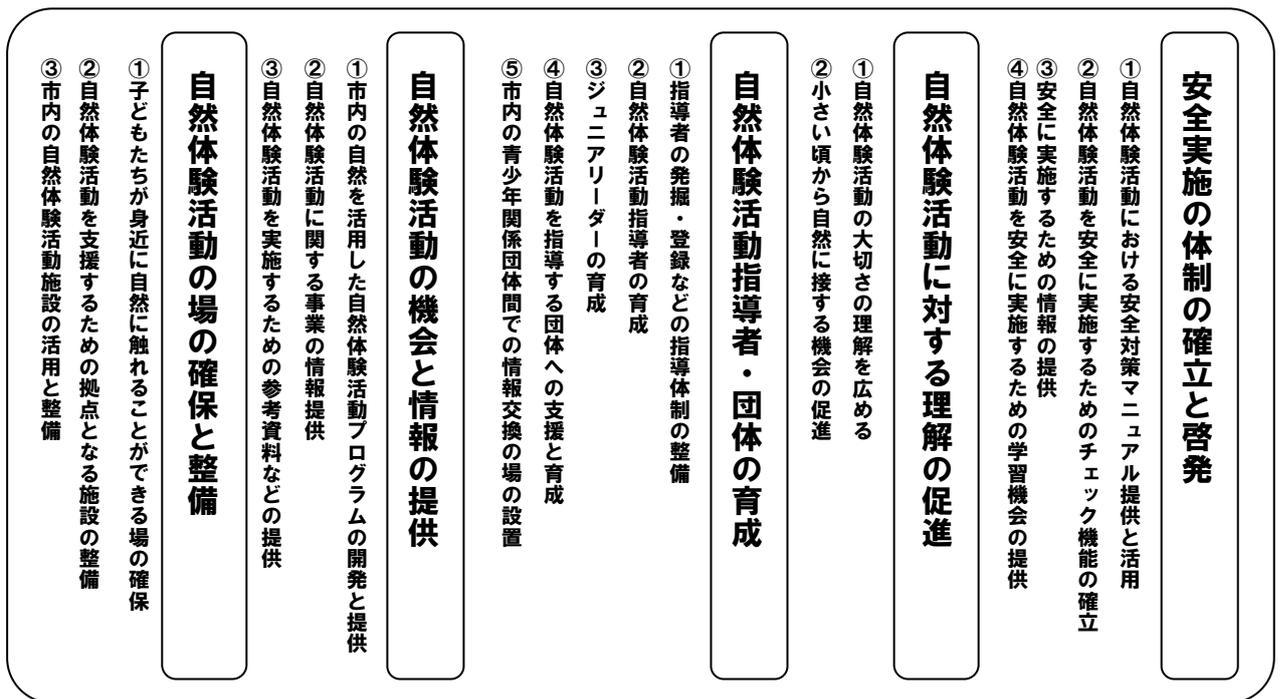
市内の自然体験活動施設の活用と整備

市内のキャンプ場など自然体験活動施設が、誰でも安全・安心に使えるように、定期的な点検を行いながら必要な整備を図っていきます。

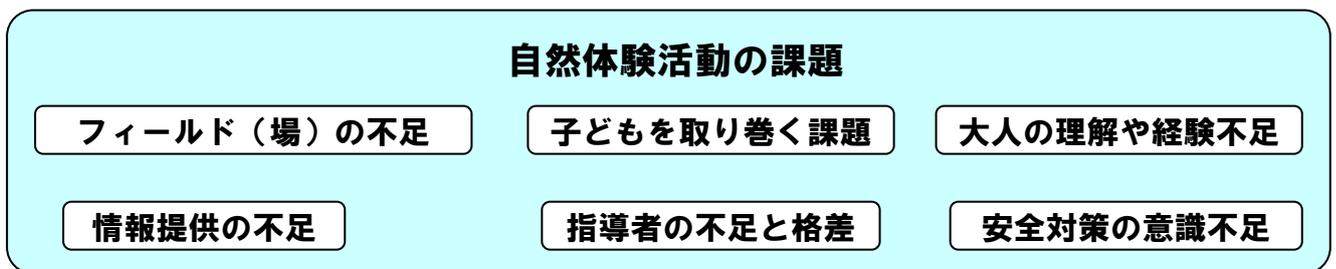
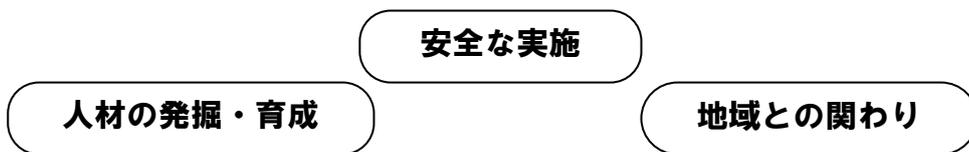
目標 安全・安心の自然体験活動モデル都市



「子どもたちが、安全・安心に身近なところで自然体験活動ができる環境を作る」



推進のための3つの視点



「子どもたちにとって素晴らしい自然体験活動を推進していくため」

4 推進の体制

「安全・安心の自然体験活動モデル都市づくり」を目指し、自然体験活動を推進していくには、行政はもちろんのこと、地域、学校、各団体、そして広く市民のみなさんとともに、推進していく体制を構築することが不可欠です。

そのためには、行政、地域、青少年関係団体など、それぞれがやるべき役割を明確にし、与えられた責務を果たして行く必要があります。

(1) 行政の役割

自然体験活動の推進において、市、市教育委員会(学校、保育園、幼稚園)の責務は最も重要であり、果たす役割は多岐にわたります。特に市内のすべての自然体験活動が安全に実施されるための支援は、課せられた重要な役割です。

そのためには、青少年自然活動支援センターの機能の充実や専門的な知識、技術を有した指導員の配置、広く市民のみなさんへの啓発、必要な情報の収集や提供、自然体験活動に関わる市内の施設等との連携はもちろんのこと、県や国などの機関や自然体験活動を実施している様々な団体などとも連携を図りながら、安全・安心で、子どもたちにとって素晴らしい活動の提供を図っていく必要があります。

(2) 市民の役割

自然体験活動を推進していくには、子どもたちが身近な自然と触れ合うことが大切です。そのためには、市民一人ひとりが自然体験の大切さを理解し、日常の遊び場となっている地域の公園や通学路などにおいて子どもたちが安全・安心に、自然と触れ合う環境を作り、小さい頃から家庭や地域において積極的に自然と触れ合えるように心掛けていく役割があります。

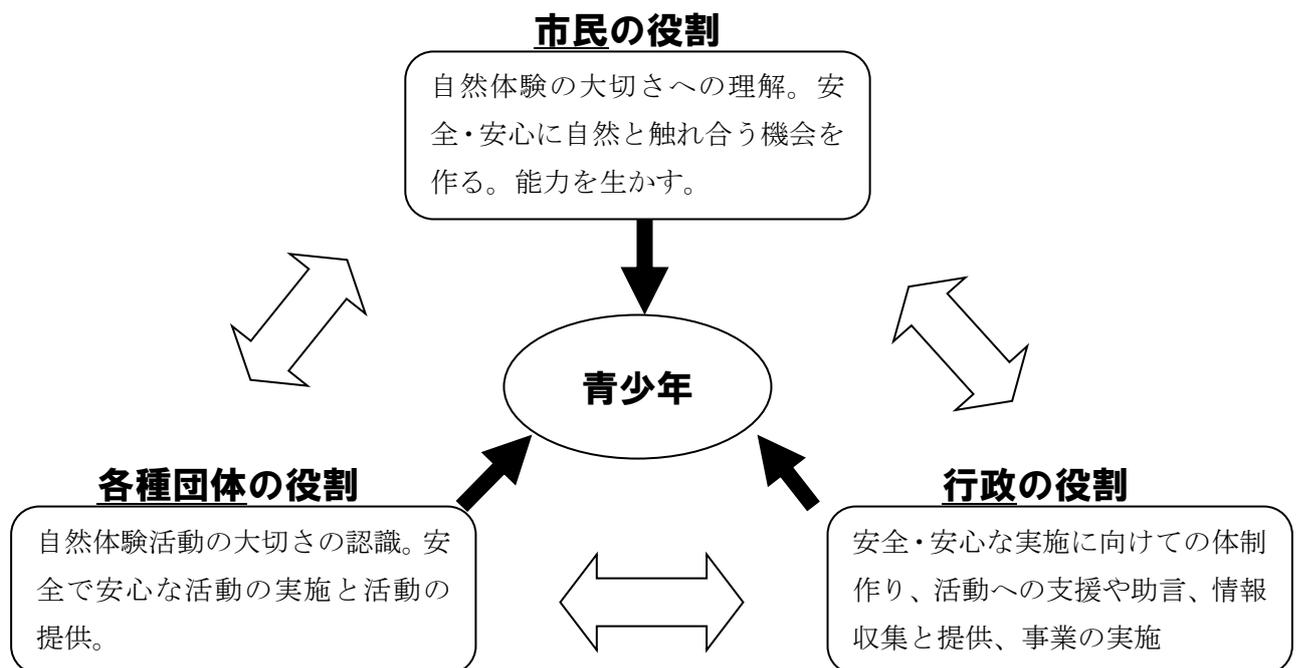
また、市民のみなさんの中には、自然体験活動に必要な様々な知識や能力をお持ちの方がおられます。積極的にその知識や能力を活かしながら、指導者やサポーターとし

で活躍していただくことを期待します。

(3) 各種団体の役割

市内には地域をはじめとした様々な場面において、子どもたちに自然体験活動を提供している団体が多くあります。一人でも多くの子どもたちが自然体験をするには、各種団体の役割は大きいものがあります。そのためには、指導者や引率者が研修会へ参加したり、各種団体同士が連携を深めるなどして、自然体験活動に関する知識や技術を高め、安全・安心な活動ができるようにしていく必要があります。

また、普段から一緒に活動をしている団体や地域を限定した活動を実施するだけでなく、地域や行政の実施する自然体験活動を替わって実施できるような団体となっていくことを期待します。



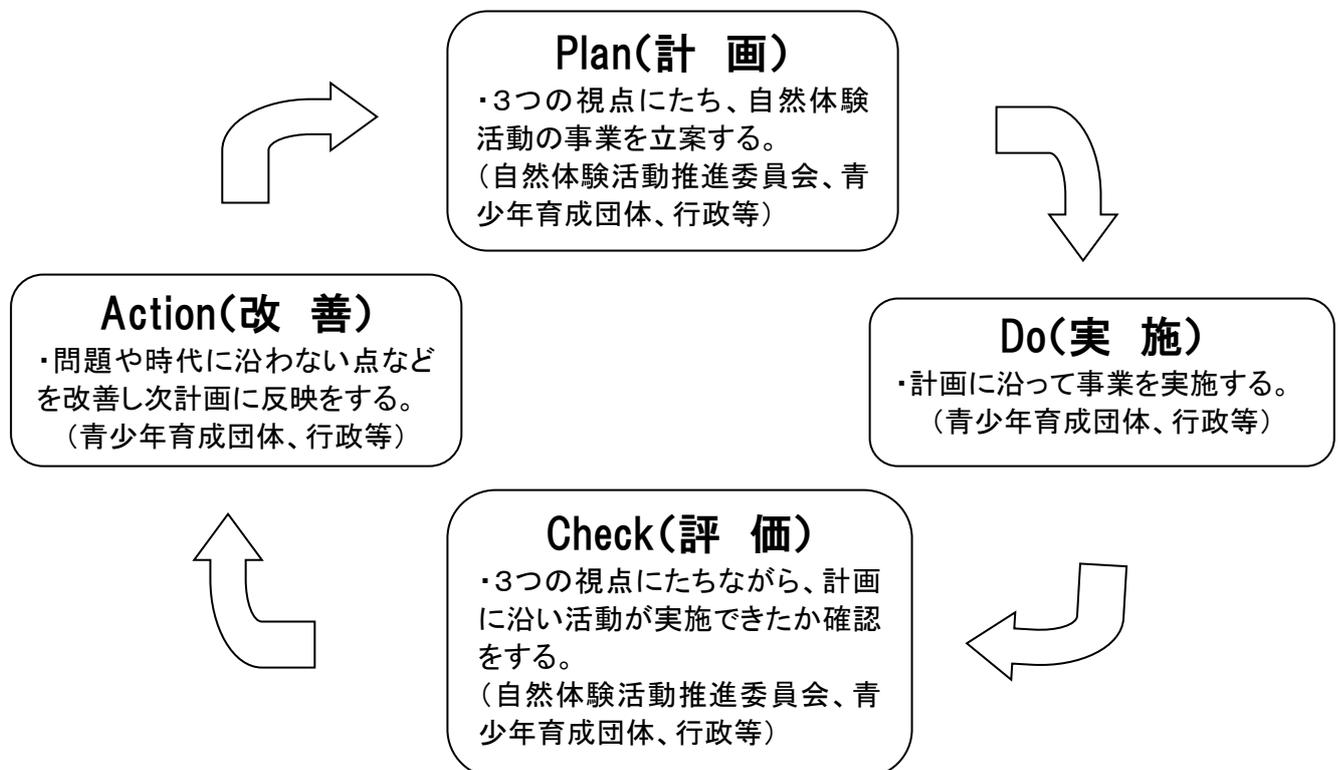
第7章 すばらしい活動をしていくために

市内の青少年がいきいきと成長していくことを願い、「安全・安心の自然体験活動モデル都市づくり」を目指して、本計画を策定しました。

しかし、実現していくためにはいくつもの課題があります。特に、人員、予算、施設など行政、市民、各種団体の有している資源には限りがあります。本計画をより効果的に実施していくためには、計画のプランに優先順位をつけ、毎年どのような事業を優先に実施していくのか検討する必要があります。併せて、目まぐるしく変化する青少年の環境の変化を的確に捉え、柔軟に計画に反映をさせていくことも大切です。

このように計画をより効果的に実施していくために、計画⇒実施⇒評価⇒改善のPDCAマネジメントサイクルを本計画の推進主体者である行政のみならず実施する機関、団体などで確立することが必要です。

このような課題についても、行政のみで検討するのではなく、推進の3つのポイント(安全な実施、人材の発掘・育成、地域との関わり)の視点をもって、地域、各団体、そして広く市民のみなさんとともに、連携を図りながら検討していくこととします。



【参考文献】

『豊かな体験が青少年を育てる』 伊藤俊夫編 【(財)全日本社会教育連合会】

『あなたも自然体験活動のリーダーになれる 自然学校をつくろう』

岡島成行著 【山と溪谷社】

『青少年の野外教育の充実について(報告)』

青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議

『青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル』 甲賀市教育委員会

参 考 资 料

○甲賀市青少年自然活動支援センター設置要綱

平成 20 年 3 月 27 日
教育委員会告示第 5 号

(設置)

第 1 条 青少年を対象とした自然活動の安全確保を支援するために、甲賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に甲賀市青少年自然活動支援センター(以下「自然活動支援センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 自然活動支援センターは、教育委員会事務局社会教育課内に置く。

(職員)

第 3 条 自然活動支援センターには、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 指導員
- (3) その他の職員

(職務)

第 4 条 所長は、上司の命を受け自然活動支援センターの事業を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 指導員は、専門的な指導及び調査研究を行う。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(分掌事務)

第 5 条 自然活動支援センターの分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 青少年の自然活動における、安全性向上の支援に関すること。
- (2) 青少年の自然活動を担当する職員の人材育成の支援に関すること。
- (3) 青少年の自然活動に関わる市民や団体に対する安全教育や情報提供の支援に関すること。
- (4) 青少年の自然活動における、安全対策及び安全教育の調査研究に関すること。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年教委告示第 2 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○甲賀市青少年自然体験活動推進委員会設置要綱

平成 20 年 12 月 26 日
教育委員会告示第 18 号

(設置)

第 1 条 本市における青少年を対象とした自然体験活動を推進するため、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自然体験活動の普及推進に関する計画の策定に関すること。
- (2) 自然体験活動の安全対策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、自然体験活動の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから甲賀市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 青少年関係団体代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 行政関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会の設置)

第 7 条 委員会に専門的な事項の調査及び研究を行うため、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会には部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じ招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、部会の会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、甲賀市教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員は、第4条第1項の規定にかかわらず、任期は平成22年3月31日までとする。
- 3 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集し、最初に行われる専門部会は、第7条第4項の規定にかかわらず委員長が招集する。

付 則(平成21年教委告示第2号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員名簿

(順位不同・敬称略)

委員名	所属等	任期	備考
佐々木美耶子	ガールスカウト (滋賀県第37団)	H21. 1. 29～H22. 3. 31	
横川 正己	ボーイスカウト (甲賀第1団)	H21. 1. 29～H22. 3. 31	副委員長
林 善彦	市青少年育成市民会議	H21. 1. 29～H22. 3. 31	委員長
岡本 雅敏	子ども会 (市子ども会連合会)	H21. 1. 29～H22. 3. 31	
大西 保和	P T A (市P T A連絡協議会)	H21. 1. 29～H21. 3. 31	
福井 富久	P T A (市P T A連絡協議会)	H21. 4. 1～H22. 3. 31	
岡村 洋子	学識経験者 ((財) 滋賀県文化振興事業団 滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター)	H21. 1. 29～H22. 3. 31	
中本 博之	学校教育 (市内学校)	H21. 1. 29～H22. 3. 31	
小谷 茂	学校教育 (市学校教育課)	H21. 1. 29～H22. 3. 31	
小西 省吾	自然体験活動施設 (みなくち子どもの森)	H21. 1. 29～H22. 3. 31	
福井 喜伸	自然体験活動施設 (市内公民館)	H21. 1. 29～H21. 3. 31	
長 健次	自然体験活動施設 (市内公民館)	H21. 4. 1～H22. 3. 31	

甲賀市青少年自然体験活動振興計画策定経過

年月日	名称等	内容
H21. 1. 29	第 1 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市の青少年自然体験活動の現状について ・甲賀市自然体験活動推進計画について ・子ども向け安全マニュアルの作成について
H21. 3. 10	第 2 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の自然体験活動を推進するにあたっての課題の整理 ・「推進の方向性（目標）」、「具体的な推進プラン」へ向けての素材
H21. 3. 26	第 3 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「推進の方向性（目標）」、「具体的な推進プラン」へ向けて ・計画を具体的に進めるにあたっての課題
H21. 6. 23	第 4 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）甲賀市自然体験活動振興計画（原案）について
H21. 9. 14	第 5 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動の取り組みについて ・（仮称）甲賀市自然体験活動振興計画（原案）について
H21. 10. 8	第 6 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）甲賀市自然体験活動振興計画（原案）について
H22. 1. 26	第 7 回甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）甲賀市自然体験活動振興計画（原案）について
H22. 3. 29	甲賀市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）甲賀市自然体験活動振興計画（案）協議